

吉備国際大学
社会福祉学部研究紀要
第13号, 23 - 33, 2008

知的障害者施設の役割と職員の専門性を巡って

保積 功一

What is the essential role of the institutions for people with intellectual disabilities and expertise of staff ?

Kouichi HODUMI

Abstract

Legislation required to disabled persons become self-supporting was established in 2006, welfare measures and policies of people with disabilities are a big turning point today.

This paper clarified a role and a function of the institutions for people with intellectual disabilities which changed with the times from a historic viewpoint, and examined the essential role and function that the institution should have achieved to support community-based life of people with disabilities.

In addition, The author noted what which continued being discussed while it was repeated many times for a long time was the expertise of the staff who works in the institutions.

Key words : History of the Institution, Roles and Function of Institution, Support Community-based Life, Expertise of the Staff

キーワード : 施設の歴史、施設の役割と機能、地域生活支援、職員の専門性

はじめに

近年、障害者福祉における障害施策の在りようが、措置制度から支援費制度へ、さらには、障害者自立支援法へと3つの種類の制度のもとその時代、その時代の理念や価値を背景とし大きな転換期を迎えているといえよう。

障害者自立支援法は、2006年10月から本格的に動き始めた。これらの変化に対して、何故そうなったのか、これからどうあるべきか、について知的障害者の制度・施策の歴史的な変遷の流れを追って考えなければならない。

障害者自立支援法の目的は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことであり、このことは、障害当事者が地域社会で暮らすことを目的としている。これらの動向は、地域生活を行う利用者主体の支援の専門性とは何か、が改めて問われることになった。

本稿では、今日に至るまで、時代とともに変化してきた地域社会における知的障害者施設の役割と機能を歴史的に検証し、きわめて抽象的で、古くから何度も繰り返されながら、大きなテーマとして問わ

れ続けている施設に勤務する職員の専門性とは何かについて検討する。

1 , 知的障害施設の機能と役割の変遷

1) 戦前における施設の性格と機能

戦前における我が国の知的障害者に対する保護教育の事業は、1981年石井亮一による弧女学院（現、滝野川学園）が最初である。石井は、孤児教育の柱に「白知教育」を加えた。その後、法的な裏付けもなく、一般社会の理解も乏しく、財政的な大きな課題を抱えながら、先駆者たちは、幾多の障壁を克服し、思想や情熱でもってそれぞれの施設を創設した。

わが国の知的障害者施設の創設期には、優生学の立場、犯罪や非行などの社会問題を防止しようとする社会防衛思想の立場、学齢児童の保護のための特殊教育施設の拡充を要請する立場、貧困問題及び家庭問題に関連して知的障害児に適切な処遇を保障しようとする立場など、それぞれの立場から問題提起がなされ、社会から保護するという観点から、入所施設がもっとも安全な居場所として選択された。いわば、社会的隔離とする施設収容保護施策であった。

その機能は、福祉的機能と教育的機能を併せ持ちそれらを統合的に提供した。福祉的機能の主たる目標は、不適切な環境条件から要保護児童を守ることまた、教育的機能は治療教育であった。施設の対象は児童から成人に至るまでまたその程度は軽度から重度に及んだ。^(註1)

2) 戦後における施設の性格と機能

戦後、1947年「児童福祉法」の制定により知的障害児施設が児童福祉施設の一環として創設され、その第42条の中で「精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする」と定められているように、「保護する」と「独立自活に必要な知識技能を与える」と言う2つ

の機能を担うことになった。

このように、発達の可能性を保障するという観点と社会生活における可能性とが示唆されたことは、知的障害者観における一つの画期的な変革であった。

1955年頃には、社会状況も一応の安定を見せ、衣・食・住に欠ける要保護児童に限らず、社会の一般家庭から知的障害児施設に入所しはじめ、施設は飛躍的に増加していった。

この当時の養護学校や特殊学級は、比較的軽い程度の知的障害児を対象としていたため、障害の重い児童の対策の必要性が切望され、家庭から施設に通って訓練を受けることのできる知的障害児通園施設が1957年に制度化された。これにより、施設ケアの他、在宅ケア・サービスが提供されることになり、福祉理念に大きな転換をもたらした。その後、処遇困難な重度児への対応としての施設が充実し始め、1958年には、国立秩父学園が創設され、盲・聾・虚弱児などの重複障害児への処遇が図られた。そうして、1959年には、知的障害児施設に重度棟がもうけられ、障害の重い児・者の機能訓練・感覚訓練を基調とした「治療教育」が行われるようになった。それに呼応して肢体不自由児施設にも重度対策が講じられ、1960年には、重症心身障害児施設である、島田療育園と秋津療育園設置されるに至ったのである。

このようなもと児童福祉法の規定から知的障害児関係施設の機能を概観すると、中・軽度の児童に対しては、独立自活に必要な知識・技能を与え、自閉性を主症状とする児童に対しては、療育（治療と保護・指導）を行い、重度の肢体不自由を合併している重度の知的障害児に対しては、病院としての機能と知的障害児施設としての機能の2つの機能を果たすという体制が確立していることが分かる^(註2)

一方、知的障害者の処遇を巡っては、全国精神薄弱児育成会や教育・福祉関係者からの強い要望に基

づいて、1960年「精神薄弱者福祉法」の制定に伴い、知的障害者援護施設が設置され、1967年には更生施設と授産施設に分類された。また、1968年には知的障害者の重度棟が設置されるなど、入所施設は援護施設の位置づけ以降、飛躍的に増大していった。

1960年代後半から重度の知的障害者問題に対して、コロニー施策が打ち出され、心身障害者福祉協会法（1970年）に基づき「国立コロニー」が設置された。同法には「独立自活の困難な心身障害者が必要な保護および指導の元における社会生活を営むことができる総合的な福祉施設^{〔註3〕}と規定されているが、このような施設ケアの理念は中・軽度の知的障害者の施設運営にも大きな影響を与え、施設の中には総合化・大規模化のもとに、福祉サービスを施設内で完結しようとする試みも見られるようになり、施設が通過施設的性格から「終身保護施設」としての性格へと変化していった時期でもあった。

3) 在宅福祉に向けた施設機能の拡大期

障害別、分野別の複雑多岐な障害者施策を総合的に整備していくため、1970年「心身障害者対策基本法」が成立する。この法律で、「すべての障害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定している。そして、1972年厚生大臣から、中央児童福祉審議会に対して、「今後における児童及び精神薄弱者の福祉に関する総合的、基本的方策」について諮問が行われ、児童福祉審議会は、1974年「今後推進すべき児童福祉対策について」の答申を行った。そこにおいて、「障害治療の軽減」「障害児の人間形成」「障害児を取り巻く生活条件の整備」の3点が取り上げられ、施設から地域福祉の推進へと流れが変わってきた。^{〔註4〕}そうして、ノーマライゼーションの考え方の影響を受け、知的障害者の自立に対する関心が高まっていくことになる。

1980年の「国際障害者年」、それに続く1983年か

ら1992年までの「国連・障害者の十年」の中で、我が国の障害者福祉は大きな転換を見た。これ以降、障害者福祉サービスの体系はこれまでの施設福祉から一步発展し「在宅福祉サービス」を中心に様々な施策が講じられるようになっていった。1980年には、「心身障害児（者）施設地域療育事業」いわゆる施設オープン化事業である。この基本的な役割は、地域で生活している心身障害児・者とその家族に施設の持つ専門的な療育上のノウハウを提供することにより、側面から発達保障、生活保障を促進しようとするものである。これは、施設処遇と在宅処遇との接点を形成する中間的な機能として位置づけられ、地域福祉の一端を施設が担う取り組みであった。そのほかに、在宅サービスをはかるために「心身障害児通園事業」「精神薄弱者通所援護事業」「心身障害児総合通園センター」などの在宅サービスの一環として新たに創設され、通所施設・小規模作業所など地域における日中活動の場の保障がなされるようになった。また、社会生活への架け橋として、それまでの、知的障害者通勤寮に加えて、知的障害者福祉ホーム（1979）、知的障害者福祉工場（1985）、1989年には地域における暮らしの場の保障としてのグループホームが制度化された。

一方、知的障害者の自立と就労に関する施策においては、身体障害者雇用促進法が「障害者の雇用の促進等に関する法律（1987）」に改正され、知的障害者も身体障害者と同様に法の適用を受けることになった。また、知的障害者の在宅福祉や就労を推進する視点から「知的障害者自活訓練事業（1988）」、「知的障害者社会自立促進モデル事業（1987）」などが実施され、施設の持つ機能の拡大が図られた。ここに至って、これまで以上に地域社会への参加の諸条件が整備され始めた時期であった。

4) 施設福祉と在宅福祉の明確な融合化

1990年「社会福祉関係八法改正」に伴い、障害者

の施策は施設福祉から地域福祉施策へという視点の転換が図られるに至った。その一つである、知的障害者福祉法の改正では、都道府県の行っていた業務権限を指定都市（大都市）に移したこと、在宅福祉サービスを制度として明確にしたこと、知的障害者援護施設に「知的障害者通勤寮」「知的障害者福祉ホーム」が新たに加えられ、施設と地域の架け橋が強化された。さらには、「知的障害者居宅支援事業」及び「日常生活用具等給付事業」を位置づけ、より一層の地域福祉の充実に向けて改革が進められた。これらの改正により、在宅福祉サービスの充実を図るために、市町村に各種の福祉サービスの措置権限を、段階的に移行する方向が打ち出された。

そして、1993年の障害者基本法では、精神障害者を障害として位置づけ、また、都道府縣市町村に障害者基本計画策定（2004年改正で市町村でも義務化された）を求めた。この障害者基本法の障害者基本計画策定の規定を受け、1995年に、市町村障害者策定指針を提案、この指針に基づき、障害者福祉の分野でも、市町村の責任に於いて必要な取り組みを行っていくという行政責任による方向性を打ち出した。さらに同年、国の障害者プランが発表された。

1997年12「今後の障害保健福祉施策のあり方について」の中間報告知的障害者福祉法において、特に、知的障害者援護施設については、有期限・有目的とし、重度・重複、加齢によるADLの低下した知的障害者などに対する日常生活上の生活支援および生きがい活動支援を目的とする生活施設を 入所および通所による利用が可能なものとする・・・の3点を上げている。^(註5)

成人施設では、基本的には、通過施設として、また、在宅福祉支援機能を兼ね備えた施設として役割を担うべきであり、そのための施設の相互的利用の促進が図られることを示唆するものであった。

その後、2002年にはこれまでの障害者プランに代わる「障害者基本計画」が策定された。あわせて前

期、5年間の重点施策実施計画「新障害者プラン」が出された。理念として、障害を持つ人のライフステージのすべての段階における全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と障害者が地域や社会の中で他の人と同等に生活し活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、その内容は、入所施設は、真に必要なものに限定すること、入所施設を小規模化・個室化すると共に、在宅生活支援の施策を講じる目標を明らかにしたこと、障害児の通園事業・重症心身障害児者の通園事業・精神障害者地域生活支援事業など在宅サービスの充実とグループホーム・福祉ホーム・精神障害者生活訓練施設（援護寮）など、住まいや活動の場の確保が取り上げられている。

5) 障害者の自立支援に向けて

戦後50年の社会福祉の抜本的な改革と見直しを図るため、2000年の社会福祉基礎構造改革では、障害者の福祉施策にも大きな影響を及ぼした。そこには、身体障害者と知的障害者に対する2つの分野の障害者の施策が、その実施主体が都道府県から市町村へと委譲されることになった。そして、行政処分によりサービスを決定する「措置制度」が、事業者との対等な関係に基づき、利用者とサービス提供者の直接契約によりサービスを利用する仕組みに改められるという大きな思想の転換でもあった。その成果の一つがノーマライゼーション理念に基づき、障害者の自己決定を尊重を主旨とする障害者の支援費制度（2003）であった。これにより障害者の「権利擁護制度」確立への方向づけがなされていくことになった。このように支援費制度は、障害のある人自らが契約により福祉サービスを利用する制度として導入され、知的障害者や障害児を中心に多くの人々が新たにサービスを利用できるようになり、障害のある人の地域生活を進める上での重要な役割を果たした。

しかし、支援費制度は、サービスを利用する障害

者の増加による財政破綻、支援費を多く利用する障害者とそうでない障害者のサービス利用格差が生じたこと、ホームヘルプサービスなど、地域(市町村)によるばらつきや未実施の市町村があるなど、地域でのサービス格差が生じたこと、精神障害者に対する福祉サービスは支援費制度になっていないことなどなど、その立ち後れが指摘された。また、戦後長年にわたり障害者福祉サービスを支えてきた現行の施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、施設本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、「地域生活移行」や雇用施策と連携した「就労支援」といった新たな課題への対応が求められるようになった。さらに、在宅障害者へのサービスの費用について安定的な財源確保がなされていなくて、その仕組みの見直しを図っていくことなど、いくつかの問題が生じた。

このような支援費制度の課題に対応することにとどまらず、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として2005年「障害者自立支援法」が成立した。そうして、2006年4月から利用者負担についての実施、同年10月から事業者においても新たなサービス体系によるサービスの提供を行うこととなった。

地域社会を基盤にした障害保健福祉の一元化と自立支援(就労)及び施設体系の再編、サービス利用に伴う手続き基準の明確化と制度の持続可能性の確保等、これまでの障害者福祉の課題について、障害者の自立支援という観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設し、対象の内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画作成と費用の負担等を定めるなど、自立支援給付を総合的に見直すことを目的としている。このように自立支援法は、それぞれの障害の種別で区分することなく、そして、高齢者福祉と共に急増した福祉サービスの費用を利用者にも負担を求める形

で、福祉サービスにおける障害者の位置づけを大きく変えることになった。また、サービスに関する基盤整備の状況に地域間や対象項目の実施状況もまちまちで格差があること、日中活動サービスにおいて法定外の小規模作業所に通っている人が8万人いるなど、法定サービスへの移行を図りそのニーズに添えていく必要があることなどから、障害者が地域で安定した就労や自立生活を促進するためにサービスの水準化を図ることとしている。その実施を行うにあたって、福祉サービスの量と提供体制を市町村ごとに確保する必要があるため、市町村と都道府県に計画策定を求めた(2006年度末までに3年計画)。その内容については、国の定める基本方針に則して、障害者福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めることとした。これによって、市町村それぞれのニーズを積み上げて、全体の障害者福祉のプランを作り上げていくといったように、市町村、都道府県、国とが一体となって、障害者の自立支援に取り組むことになった。

国の示した障害者福祉計画(2006年6月)では、2011年度末の施設入所者数を7%以上削減することを基本に目標を設定すること、受け入れ条件が整えば精神科病院から退院可能な精神障害者が、2012年度末までに退院することを目指す、福祉施設利用者が一般就労に移行する実績を4倍以上にすることを目標として打ち出した^(註6)。

障害者自立支援法の考え方は、障害者が地域で人々と共に普通に暮らせるように障害者施策体系を見直すことにある。障害者と家族のみを対象とするのではなく、地域と行政が力を合わせ、国民一人ひとりが参加しみんなで障害者とその家族を支えていこうとするものであり、施設は地域の障害者福祉の拠点としての役割や機能を果たすことができるのか、が問われていると言えよう。江草^(註7)が「自立支援法の方向性については賛成だが、実施内容については成熟する必要がある」と述べているように、拙

速な制度改正であり、利用者の負担、障害の重い人ほどその負担が多く、そして生活の予測が立たないなどに集約されるように、改善を図っていかなければならない課題も多いことを特にあげておく。

2 , 今日知的障害児(者)施設の現状

平成17年の基礎調査^(註8)では、知的障害者の総数は、547000平成12年に比べて、知的障害者の総数は約9万人増えている。施設利用者は、128000人、平成12年の129900人に比べて減じている。知的障害者の総数が増加した理由は、知的障害は発達期に現れるものであるが18歳以上の人数が増加していること、また、18歳未満の中軽度の増加が顕著であることから、今まで障害福祉サービスを利用せずにいた、もしくは利用できずにいたため潜在化していた知的障害者が、措置から契約制度への切り換えやそれに伴う療育支援体制が整備されてきたことにより、本人や家族の意識の変化、また、周りの人たちの知的障害に対する認識の変化などにより、その考え方や取り組みが大きく代わってきたことによると思われる。

これを裏付けるかのように知的障害児入所施設の現状を見ると定員・在籍児も減少し続けている。このことは、昭和54年度の養護学校義務化により、施設の代替え教育機能を終えたこと、在宅支援サービスが充実しつつ、その利用者が増えたことによると考えられる。しかし、一方成人援護施設の立ち後れなどから、在所延長措置に基づき児童施設に留まるようにもなり、今日では、在籍者の約半数以上が18歳を超えており、成人施設の代替え機能による児童施設としての本来の役割や機能は発揮されていない状況にある。また、その対策として、成人施設への転換後の施設数の減少により、児童期の療育資源が広域化し身近な地域のニーズに対応が困難な状況を来しているという大きな課題も生じてきた。

施設利用の実態も、虐待等に見られる子育てにお

ける養育不安・養育力の低下、離婚・死別による一人親世帯の増加により、要養護性を理由とした入所が多く、近年は、さらに、それに加え障害に起因する行動改善に対する専門的療育の必要性が増えている。

一方、成人施設においては、更生・授産の成人施設は、多かれ少なかれ、高齢化・対象者の変化、障害の多様化・滞留化という現状にある。高齢化・老化についての調査^(註9)では、高齢化、老化について問題になっている施設が73.4%あった。そのために、高齢に伴う様々な機能衰退のそれに伴う疾病等について、の精神、身体両面からの施設サービスメニューを提供できる支援体制がいる。また、利用者は重度の占める割合が高く、このような人たちは、他の障害(強度行動障害、身体、精神)を併せ持っている人が多く、医療ニーズも高い人も多い。さらに、緊急保護を必要とする人のための施策も見いだされなければならない、施設と地域との連携が今以上可能となるよう支援体制が必要である。

さて、通所型施設の今日の状況を見ると、入所の成人施設に比べて、通所施設では力所数、利用者ともに大きく増加している。このように地域生活の推進を図るために、日中活動の場の確保に重点がおかれてきており、地域生活支援への足がかりとなってきた。しかしながら、こうした施設には、今なおほぼ量的に満たされている地域もあれば、量的ニーズにほとんど対応できていないいわゆる都市部など、地域差があるのが現状である。

3 , 今日求められる施設職員の専門性とは何か

知的障害者施設職員の専門性とは、きわめて古くから何度も繰り返して問われてきた。まず、専門性の1つめは、本稿の1, で述べたように、知的障害者施設が、時代の考え方やニーズのもとで、その在り方が徐々に様変わりしてきている様相を歴史的に認識することである。施設は今日までの歩みの中で、

それぞれの時代に一定の役割や機能を果たしてきたことに違いはない。時代のニーズに対応した施設の有り様を検証することである。

専門性の2つめは、本稿の2, で述べてきたように、今日の知的障害者施設の抱えている課題や問題点を認識し、施設利用者のニーズに応えうるサービスの提供の在り方や施設が地域福祉の拠点となるために、どのような役割や機能を担っていかねばならないのか、地域ニーズの実態に即した取り組みが求められている。

知的障害施設は、児童の施設から出発し、やがて成人を対象とした援護施設が成立した。さらに障害者の共同体としてのコロニー構想が出現した。それぞれは、各時代に一定の機能や役割を果たしたが、地域社会との隔たった生活には弊害が目立つようになり、多くの人権侵害も生じてくるようにもなった。しかしながら今日、ノーマライゼーションの思想を基に、大規模コロニーにおける施設解体、作業所やグループホームによる社会参加、入所更生施設には、より一層の社会参加支援など、大きな施設にとどまらず、あらゆる入所施設も地域のニーズに合わせて確実に変わろうとしている。

こうした施設では、生活の場として「人権」に根ざした、一人ひとりの生活の質（QOL）を高めるための、人的・物的な生活環境を保障していくことが今求められている。

障害者の「権利性・平等性」というノーマライゼーションの原理の目標に基づいた社会的な背景のもとで、利用者の主体性を尊重した人権の概念が強く主張され、具体的な改善が求められてきた。利用者により快適に、より豊かに、うるおいのある生活や暮らしを保障していくためには施設自らの意識改革が必要である。利用者の一人ひとりの状態を丁寧に理解し、その思いを受け止めることからの出発でなければならない。

また、今日、地域密着型の小規模・多機能型の拠

点作りが政策として推進されようとしている。既存の施設との連携を強め、その機能の維持や緊急時の対応など、地域住民が安心してサービスが利用できるような体制を作っていくことに目を向けることが必要である。

児童施設は児童福祉法の制定以降、知的障害児福祉の拠点として整備、発展してきた。施設を利用する児童の理由の変化、一人親家庭の増加に加え、18歳以上の利用者が半数以上を占める、しかもその程度は重度、最重度が66%強という実情、加えてその症状は、強度行動障害など多様なニーズを抱えている。これからの知的障害児施設に求められる役割と機能とは、どのようなものであろうか。まず、制度上の課題として、契約制度、利用者負担、施設サービスの財政基盤等々であり、早急に児童福祉法の改正等による課題解決が急務である。そして、多くの施設は複数の児童による居住を余儀なくされてきている。今後は施設の小規模化や地域分散化という方向での展開が求められよう。そして、有期限・有目的、長期あるいは短期利用型施設として取り組みをおこなう中で、基本的な生活習慣の育成、重度・重複障害や行動障害による心理・行動面に関わる療育機能、生活の場としての家庭的機能の充実、専門スタッフによる医療の提供、家族支援機能など本来の施設機能を発揮するとともに、地域でのサービスを利用する人が増加している在宅知的障害児の療育・在宅支援機能、教育や医療部門での専門的な機能を持つ地域に密着した総合的・基幹的な施設としての役割と機能が求められる。(註10)

また、入所更生施設の機能を見直し、地域に開かれた施設として機能ごとのサービスを、地域の障害者にも対応し活用してもらうための、施設サービス機能の充実を図るための施策として、(註11)

多様なニーズに対応できる機能の充実 専門的機能による資格要件の設定 長期利用からの脱却 障害特性に応じた環境とQOL（職住分離）

の4点を上げている。

こうした点を踏まえ、施設は地域に密接な関わりを持ち、住まいの機能と活動の機能、地域生活の環境条件を整え、24時間いつでも対応できるよう機能が求められる。その対応の仕組みを創造するのも、実施するのも職員である。そこでの職員に求められる関わり姿勢は、利用者との豊かな関係を築いていく中で重要な課題である。

専門性の3つめは、関わる者が利用者に対する人間観・価値観や態度を確立し、その基盤に立って、「知的障害者を権利の主体者として尊重する」ことである。

小島は^(註12)、身体障害者を対象に、望ましい職員像の調査を行った。それによると利用者は、ワーカーの知識・技術や能力よりもワーカーの態度を重要視すると言う結果を得ている。また、中園は^(註13)「心身障害児・者とソーシャル・ワーカー（施設指導員）は、資本主義社会においては共通の経済的・社会的問題を担っていると同時に、また、障害を持つ人と持たない人という社会関係でもある。後者の関係においては、心身障害児・者と関わってゆくソーシャルワーカーの価値観や態度が問われるのである。」と述べているように、利用者職員は同じ立場にありながら、「障害を持つ人と持たない人」という社会関係において、職員が利用者を対象化してしまう危険性がある。そのため、その関係に関わる者（ソーシャルワーカー）が障害者に対する人間観・価値観や態度をしっかりと位置づけることを強調している。

こうした基盤に立ち、「知的障害者を権利の主体者として尊重する」こと、つまり、糸賀^(註14)の言葉で言えば、「この子らを世の光に」ということであり、障害者と共に生きることを通して、「能力の違い」「障害への社会的偏見」を乗り越えるという思想であり、もう一方では「知的障害児の発達を保障することにより自己実現を図る」ことにある。京

極は^(註15)この意味を、この子らが生活の主体者、潜在的可能性を持ったこの子らをさらに磨き上げ、人格の発達の権利を徹底的にしようとする実践であり、もう一点は、社会がそれを認め合い、実現できるようになることであると述べている。

当事者が権利の主体者として意思を表明していく力の弱い知的障害者の権利を代弁するという職員の権利擁護への取り組みが必要である。知的障害者の人権が守られないのは、偏見や理解不足もあろうが、その根本には、社会の援助システムが十分ではないことに起因している。こうしたシステムをいかに確立していけるのが我々に問われている。

施設の果たすべき役割について糸賀^(註16)は、「施設が存在が現実の体制の補完的な意味を持っていることはやむを得ないことと言うことよりも、むしろよいことなのである。それが現実的だからである。欠陥は補わなければならない。しかし、施設は同時に、その存在自体が新しい社会、すなわち理解と愛情に結ばれた新しい社会形成のための砦として役割を持っていることを自覚させられる。……実践の中から生み出された考察が、地域社会の人々との関わりの中で声となり力となり、それは施策や政策をゆり動かすものとなる。施設社会事業は現実の社会の欠陥を補完しようとする実践的な努力の中から、新しい社会を生み出すのである」と述べているように、施設職員は、知的障害者に対する価値や態度を問い続けながら、利用者の主体的活動を導きだし、地域社会の一員としての利用者の権利を社会に問うていく姿勢が求められている。そこにおいて援助者である職員は、権利の主体者とともに対立するもう一方の当事者を明確にしなければならない。特に施設職員は、両当事者になりうるという2面性を持っており、高度な専門的倫理が要求される。ここでは、「保護するもの保護されるもの」と言った支配的関係から脱却し「対等」とであると言う関係を築いていくことが必要である。

援助専門職は当事者性から眼をそらせず、自分の感情を自覚することが必要である。こうした姿勢を根底に据え、一人ひとりの生活の質がより高い次元のものとなっていくよう、利用者の立場に立った実践価値が問われているのではないであろうか。

おわりに - 地域生活支援への移行と専門性 -

知的障害者のコロニーでは利用者の地域生活支援移行に関して、その取り組みが行われ始めている。例えば、^(註17)群馬県の「国立コロニー」では、平成15年10月から入所者500人について、段階的に地域移行を進め、20年3月までの間に利用者の3割から4割に縮減に向けて取り組みが行われている。宮城県の「船形コロニー」では、2004年から2006年に掛けて、知的障害者入所施設の定員が120名削減されるなど、大規模施設は、徐々にその規模を縮小している。長野県の「西駒郷」では、2002年度から定員500名の利用者の地域生活移行に組み2006年度末までに205名が退所し グループホームやアパートに移行した。また、民間の施設の取り組みとして、知的障害者更生施設定員50名の北海道の剣淵西原学園では、昭和59年以降の施策として地域生活推進や制度のない時代から様々な工夫と展開を行い、地域生活を推し進める支援を行ってきている施設もある。しかしながら、今ある現実の施設数や施設入所者数は、明らかに、減じてはいないことから、一部の取り組みとなっている。

石川は^(註18)「現状の地域生活移行は、地域で施設がどのような役割を果たすべきかが説明されておらず、施設解体だけが強く訴えられている」と述べ、地域生活移行の課題として、障害当事者の地域社会で存在感を持って生活できる居住空間、当事者の就労をはじめとする日中活動の場（一般就労のほか、福祉的就労、創作活動あるいはレクリエーションなど）の必要性、地域生活の中で、障害当事者が主体性を持って地域社会での余暇活動や地域貢献活動などを

自分の意志で選択し、参加していく機会を保障することが条件となってくることをあげている。また、地域にある社会資源が自己完結するのではなく、相互に地域生活を支える社会資源となるように役割と機能を果たしていくことが重要であることにもふれている。

また、北岡賢剛は、^(註19)地域生活移行の要として、障害者が地域で安心して暮らしていくには、地域の生活において、必要なサービス基盤が整備されていること、どこで、どのような施設を利用してもその人を支えるサービスの仕組みがあること、しかもそこでは、一定の人へのサービスが集中することのないよう、地域の障害のあるすべての人を、総合的にケアする仕組みが必要となること、家族以外の第三者が、長期にわたり継続的にその人の人生をしっかりと考え支えていく活動として、権利擁護をあげこれら3つの条件がそろって初めて、地域生活移行の基盤が整備されたことになると述べている。

さらに、現実の問題として、「地域の基盤整備は、ドラスティックに進むこともなく、・・・現実には施設解体はあり得ないと私は思っている。・・・入所施設を出ることが難しいと思われる人はいて入所施設で暮らす人々がいる限り、施設は存続し続ける必要がある。少しでも施設での生活が利用者にとってよいものになるよう、施設を変えていくという方向も持たざるを得ない。問題なのは、地域の生活基盤整備さえできれば、本人の気持ち次第で地域生活が可能であるにもかかわらず、施設にいた方が、安全であるという考えを持つ職員や保護者の思いによって施設で暮らすことである。・・・入所者の地域生活をつみ取ってしまわないよう、入所者を始め、保護者や職員の意識改革が必要である」と述べている。このように、障害者の地域生活を進めていく上で、施設か地域かという硬直化した発想ではなく、地域生活を柱としながらも何らかの理由で、施設利用を必要とするときに必要なだけ利用できるな

ど、施設も障害者の地域生活を進めていく一つの手段として弾力的な対応を考えていく必要がある。

障害者福祉の目標は、障害者の自立にある。物的・精神的そして満足度、自立の概念も一人ひとり異なる。当事者と当事者を取り巻く家族、そして専門職と地域住民との繋がりが、障害のある人が安心して暮らせる地域を築くためには欠くことができない。

これからの時代、障害種別、高齢者、児童といった年齢の違いを超えた、ニーズを持つ個人に向き合

う「個別支援」の視点がますます重要となる。これまで利用者から教わった職員の力を活用し、施設が地域社会の拠点として、それぞれの施設が地域の特性に見合った役割や機能を発揮していくことが求められている。そこには、久保^(註20)が「人と人、人と社会資源をつなぐためには、まず、個人への援助をしっかりとしておくことが必要である」と述べているように、もう一度「個を丁寧に見つめなおす」という作業が求められるのではないであろうか。

引用文献

- 註1) 妹尾 正(1978)「日本の施設の機能と体系」発達障害研究 8巻、第6号、3頁 日本文化科学社
 註2) 脚注1(1978) 6頁
 註3) 「我が国精神薄弱者施設体系の形成過程 国立コロニー望みの園171頁参照」
 註4) 日本愛護50年の歩み 財団法人日本精神薄弱者愛護協会 259頁
 註5) 「今後の障害保険福祉施策の在り方について - 中間報告 - 」1997年知的障害者福祉六法
 註6) 厚生労働省告示第395号
 註7) 江草安彦(2006)「変わりゆく障害福祉の展望」さぼーと 598号
 註8) 厚生労働省(2005)「平成17年知的障害児(者)基礎調査」
 註9) 2001年「全国知的障害児・者実態調査(日本知的障害者福祉協会) 発達障害白書2005 P - 94日本文化科学社
 註10) 発達障害者白書(2007) 87~90頁 参照 日本文化科学社
 註11) 発達障害白書 (2006) 90頁参照 日本文化科学社
 註12) 小島容子(1988)「障害者が求めるもの」社会福祉研究、43号、34~39頁 鉄道弘済会
 註13) 中園康夫(1996)「援助関係の基礎理論」218頁 相川書房
 註14) 糸賀一雄(1970)「福祉の思想」58~60頁、62頁、177頁参照 NHKブックス
 註15) 京極高宣(2001)「この子らを世の光に - 糸賀一雄の思想と障害 - 」157~158頁 NHK出版
 註16) 糸賀一雄(1970)「福祉の思想」14頁 NHKブックス
 註17) 「ノーマライゼーション」6月号 2005年 14~31頁 日本障害者リハビリテーション協会
 註18) 石川 修(2007)「地域生活移行と障害福祉施設の方向性」社会福祉研究 第99号 90頁 鉄道弘済会
 註19) 北岡賢剛(2007)「月刊福祉」第90巻、第7号、22~27頁 全社協
 註20) 久保紘章(2004)「ソーシャルワーク - 利用者へのまなざし - 」146頁 相川書房

参考文献

- 発達障害白書 各年版
 糸賀一雄「福祉の思想」1970年 NHK出版
 「この子らを世の光に」2003年 NHK出版
 京極高宣「この子らを世の光に - 糸賀一雄の思想と障害 - 」2001年 NHK出版

中園康夫「援助関係の基礎理論」1996年 相川書房

日本知的障害者福祉協会編集出版企画委員会 「知的障害者施設の現状と展望」2007年 中央法規

久保紘章「ソーシャルワーク - 利用者へのまなざし - 」 2004年 相川書房

雑誌

月刊福祉

ノーマライゼーション